

※再掲 8月30日 第3回資源循環部会 資料3

次期廃棄物計画の基本理念・方針等について

川崎市環境局

- 01 | 基本理念・基本方針に関する検討
- 02 | 基本施策に関する検討

現行の一般廃棄物処理基本計画の基本理念

「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」

これまで3Rの推進など様々な施策に取り組み、一定の成果をあげてきていますが、今後につきましては、循環型社会の構築はもとより、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた環境配慮型の“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換を図り、さらに低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な都市を目指していきます（基本計画本文抜粋）

現行の産業廃棄物処理指導計画の基本理念

「脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現」

脱炭素社会の実現を見据えながら、災害・緊急時の円滑な廃棄物の処理体制を確保する等の安全・安心に向けた取組を推進するとともに、更なる 3R 及び適正処理を推進し、事業者・市民等と連携して循環型社会の実現を目指す必要がある（指導計画本文抜粋）

次期廃棄物計画に必要な要素

- ・ 3Rをはじめとした**資源循環の取組**の一層の進展
- ・ 2050年の**カーボンニュートラル**や、**SDGsの達成**に向けた廃棄物処理に係る**脱炭素化**や**プラ資源循環**の推進
- ・ **高齢化**や**災害時**などへの対応が充実した**安全・安心な廃棄物処理体制**の確立
- ・ **市民、事業者、行政**による**循環経済の形成**に向けた**連携体制**の構築

※第2回資源循環部会では
複数案のうち現行の基本理念案で概ね了承

次期基本計画の基本理念案

○「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」

現行の一般廃棄物処理基本計画の基本方針

- 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します
- 市民・事業者・行政の協働により「エコ暮らし」を実践し、さらに3Rを推進します
- 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

※産業廃棄物処理指導計画には基本方針なし



順調に取り組が進んでいる現状を踏まえつつ、**脱炭素化**や**循環経済**への移行、
更なる**3Rの推進**、**超高齢社会**などの社会状況の変化を考慮し、次の基本方針案を提案

次期計画の基本方針案

※第2回資源循環部会の意見を踏まえ「行政」を加筆

- 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します
- 市民・事業者・**行政**の協働により一層の環境配慮行動を促進する「エコ暮らし」を実践し、更なる3Rを推進します
- 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

次期計画の基本方針案の理由

- 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します
 - ・ 環境意識の高い市民・事業者や優れた環境技術・産業の集積など地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す循環経済への移行を促進
 - ・ 特にプラスチックの資源循環の促進を目指し、市域を超えた資源循環・脱炭素化に大きく貢献
- 市民・事業者・**行政**の協働により一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します
 - ・ 市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、徹底的な3R+Renewableを推進
 - ・ 徹底的な3Rにより、焼却量を大幅に削減し、脱炭素化に大きく貢献
- 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります
 - ・ 一般廃棄物・産業廃棄物の更なる適正処理の確保
 - ・ 強靱化、高齢化、脱炭素化など社会課題に対応した安全・安心な処理体制を構築重視

01 | 基本理念・基本方針に関する検討

02 | 基本施策に関する検討

脱炭素化やSDGsは全ての基本施策（Ⅰ～Ⅴ）に繋がるものとして横串に整理
一方、循環経済への移行を新たな視点として施策体系に反映

現行の基本施策体系

Ⅰ 「環境市民」をめざした
取組

Ⅱ ごみの減量化・
資源化に向けた取組

Ⅲ 廃棄物処理体制の確立
に向けた取組

Ⅳ 健康的で快適な生活環境
づくりの取組

Ⅴ 脱炭素社会・自然共生
社会をめざした取組



次期計画の基本施策体系素案

Ⅰ 「環境市民」をめざした
取組

Ⅱ ごみの減量化・
資源化に向けた取組

Ⅲ 廃棄物処理体制の確立
に向けた取組

Ⅳ 健康的で快適な生活環境
づくりの取組

Ⅴ 循環経済への移行による
循環型社会に向けた取組

現行の具体的施策

基本施策

- I (1) 環境教育・環境学習の推進
- I (2) 情報共有の推進
- I (3) 市民参加の促進

- II (1) 家庭系ごみの減量化・資源化
- II (2) 事業系ごみの減量化・資源化
- II (3) 市の率先したごみの減量化・資源化
- II (4) 生ごみの減量化・資源化

- III (1) 安全・安心な処理体制の確立
- III (2) 3 処理センター体制の安定的な運営
- III (3) 効果的・効率的な処理体制の構築

- IV (1) まちの美化促進
- IV (2) 市民ニーズに対応した取組の推進
- IV (3) 不適正排出対策等の取組

- V (1) エネルギー資源の効果的な活用
- V (2) 脱炭素・自然共生をめざした資源の有効利用
- V (3) 環境に配慮した処理体制の構築
- V (4) 蓄積された環境技術等を活かした取組

次期計画の具体的施策のイメージ

基本施策

- I (1) 環境教育・環境学習の推進
- I (2) 情報共有の推進
- I (3) 市民参加の促進
- I (4) まちの美化推進

- II (1) 家庭系ごみの減量化・資源化
- II (2) 事業系ごみの減量化・資源化
- II (3) 産業廃棄物の減量化・資源化
- II (4) プラスチックごみ対策の推進
- II (5) 食品ロスの削減
- II (6) 市の率先したごみの減量化・資源化

- III (1) 安全・安心な処理体制の確立
- III (2) 安定的・効率的な処理体制に向けた施設整備の推進
- III (3) 効果的・効率的な処理体制の構築
- III (4) 環境に配慮した処理体制の構築

- IV (1) 市民ニーズに対応した取組の推進
- IV (2) 不適正排出対策等の取組
- IV (3) 災害等に備えた取組
- IV (4) 生活排水の適正な処理
- IV (5) 産業廃棄物の適正な処理

- V (1) エネルギー資源の効果的な活用
- V (2) 環境産業の創出・育成・支援
- V (3) 蓄積された環境技術等を活かした取組